

## 本書について

- 近年、多種多様の自動車用品や部品が販売されるようになりました。それに伴い、装着後の状態が保安基準に適合するか否かの判定も難しくなっています。
- しかし、不正改造を防止し、検査場で不合格とならないためにも法令に基づいた正しい判断が必要です。
- 本書は、実際に改造又は装置の取り付け等を行った実車の例を写真で示し、その適否と判定のポイントを関係法令とともに解説したものです。
- 適否の判定について、ケーススタディー1のプリウスとケーススタディー2のジムニーについては**実車を検査場（国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局、及び軽自動車検査協会 東京主管事務所）に持ち込んで判定してもらいました。**  
尚、ケーススタディー3についての判定は弊社によるものです。
- 各事例には当該事例の考え方等をまとめた「考え方の例」を収録しています。類似事例対応時のチェックシートとして使用することができます。また、記入されている基準の抜粋は乗車定員10人以下の乗用車の基準です。貨物車については巻末の関係法令集をご覧ください。
- 本書に収録してある事例を、実際の判定にぜひお役立てください。

## 持ち込み検査の概要

- 平成24年1月に車検○×写真集 Vol.1 を発刊して以来、早2年が経過しました。その間、新しい自動車部品・用品の登場や法令の改正等により保安基準の○×について判定が難しい事例が山積みになっていることを実感しておりました。

この度、プリウスについては国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局、ジムニーについては軽自動車検査協会 東京主管事務所にご協力を頂き、継続検査+取材という形で改造又は装置の取り付け等を行った実車を判定して頂きました。

- プリウスの持ち込み検査について。

《平成26年2月27日》

国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局（寝屋川市）において継続検査。保安基準に不適合箇所があるため、不合格。

《平成26年3月7日》

再検査。合格。



- ジムニーの持ち込み検査について。

《平成26年8月20日》

軽自動車検査協会 東京主管事務所において継続検査。保安基準に不適合箇所があるため、不合格。

《平成26年9月17日》

再検査。合格。



## 知っておきたいこと

- 指定部品の装着に当たっての留意事項 — 4
- 300カンデラ超？以下？ — 8

### ケーススタディー1

#### プリウス（ZVW30型）

#### 近畿運輸局 大阪運輸支局における 継続検査の結果 14事例

- 車両概要と注意点 — 10

#### ～灯火関連の事例～

- 1 ユニット内のLED一部が球切れ — 11
- 2 前面の字光式自動車登録番号標が不点灯 — 14
- 3 アンダーネオン — 17
- 4 デイライト兼用の側面方向指示器 — 21
- 5 流れる方向指示器 — 30
- 6 点滅するスピーカーリング — 34
- 7 社外製リヤコンビネーションランプ — 37
- 8 後部反射器を両面テープで装着 — 49
- 9 バックギヤ連動の非常点滅表示灯 — 52

#### ～車体関連の事例～

- 10 前面ガラス上部の着色フィルム — 54
- 11 軸距間のエアロパーツ — 60
- 12 前面・側面ガラスの  
マスキング箇所のステッカー — 63
- 13 幅0.9cmのオーバーフェンダー — 65
- 14 排気管の損傷を耐熱布で補修 — 67

- ★ 近畿運輸局 大阪運輸支局における  
継続検査の結果 — 69

### ケーススタディー2

#### ジムニー（JB23W型）

#### 軽自動車検査協会 東京主管事務所における 継続検査の結果 9事例

- 車両概要と注意点 — 77

#### ～灯火関連の事例～

- 1 走行用前照灯の追加 — 78

- 2 ルーフの流れる方向指示器 — 84
- 3 純正の側面の方向指示器取り外し — 91
- 4 点滅発光するスピーカーリング — 92
- 5 自作灯火ユニット — 95
- 6 方向指示器と兼用の車幅灯 — 106

#### ～車体関連の事例～

- 7 社外製フロントバンパ — 112
- 8 リヤバンパの取り外し — 117
- 9 メーカー不明の運転者席 — 122

- ★ 軽自動車検査協会 東京主管事務所  
における継続検査の結果 — 127

### ケーススタディー3

#### 自動車公論社による○×判定事例

- 1 側方灯・側方反射器 灯光の色の組合せ — 135

## 関係法令集

### ■ 審査事務規程（第62次改正まで収録）

#### 第2章 審査の実施方法

- 2-4 不適切な補修等 — 159

- プリウス
- 1 ユニット内のLED一部が球切れ 他

#### 第5章 継続検査及び構造等変更検査等

- 5-2 長さ、幅及び高さ — 159

- プリウス
- 11 軸距間のエアロパーツ 他

- 5-3 最低地上高 — 160

- プリウス
- 3 アンダーネオン 他

- 5-26 車枠及び車体 — 161

- プリウス
- 11 軸距間のエアロパーツ 他

- 5-32 乗車装置 — 169

- ジムニー
- 9 メーカー不明の運転者席

5-33 運転者席 171

- ジムニー
- ⑨ メーカー不明の運転者席

5-34 座席 172

- ジムニー
- ⑨ メーカー不明の運転者席

5-38 頭部後傾抑止装置等 187

- ジムニー
- ⑨ メーカー不明の運転者席

5-47 窓ガラス貼付物等 188

- プリウス
- ⑩ 前面ガラス上部の着色フィルム 他

5-55 排気管 190

- プリウス
- ⑭ 排気管の損傷を耐熱布で補修

5-57 走行用前照灯 191

- ジムニー
- ① 走行用前照灯の追加

5-63 車幅灯 195

- ジムニー
- ⑥ 方向指示器と兼用の車幅灯

5-66 側方灯 199

- 自動車公論社による○×判定事例
- ① 側方灯・側方反射器 灯光の色の組合せ

5-67 側方反射器 203

- 自動車公論社による○×判定事例
- ① 側方灯・側方反射器 灯光の色の組合せ

5-68 番号灯 206

- ジムニー
- ⑤ 自作灯火ユニット 他

5-69 尾灯 206

- プリウス
- ⑦ 社外製リヤコンビネーションランプ

5-73 後部反射器 210

- プリウス
- ⑦ 社外製リヤコンビネーションランプ

5-76 制動灯 212

- プリウス
- ⑦ 社外製リヤコンビネーションランプ

5-78 後退灯 215

- プリウス
- ⑦ 社外製リヤコンビネーションランプ

5-79 方向指示器 219

- プリウス
- ④ デイライト兼用の側面方向指示器 他

5-80 補助方向指示器 227

- プリウス
- ⑤ 流れる方向指示器

5-81 非常点滅表示灯 228

- プリウス
- ⑨ バックギヤ連動の非常点滅表示灯 他

5-82 その他の灯火等の制限 231

- プリウス
- ③ アンダーネオン 他

別添9

2.5. 測定機器による灯光の色の測定方法 234

■実施要領

第3章 自動車の検査(事務関係)

3-4 検査証等の記載事項等 236

- プリウス
- ② 前面の字光式自動車登録番号標が不点灯

■通達

自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達) 236

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」の細部取扱いについて 238

# ケーススタディー 1

Case Study 1

## トヨタ プリウス（ZVW30型）

### 近畿運輸局 大阪運輸支局における継続検査の結果 14事例



## Contents

■ 車両概要と注意点	10
------------	----

### ～灯火関連の事例～

1 ユニット内のLEDの一部が球切れ	11
2 前面の字光式自動車登録番号標が不点灯	14
3 アンダーネオン	17
4 デイライト兼用の側面方向指示器	21
5 流れる方向指示器	30
6 点滅するスピーカーリング	34
7 社外製リヤコンビネーションランプ	37
8 後部反射器を両面テープで装着	49
9 バックギヤ連動の非常点滅表示灯	52

### ～車体関連の事例～

10 前面ガラス上部の着色フィルム	54
11 軸距間のエアロパーツ	60
12 前面・側面ガラスのマスキング箇所のステッカー	63
13 幅0.9cmのオーバーフェンダー	65
14 排気管の損傷を耐熱布で補修	67

★ 近畿運輸局 大阪運輸支局における継続検査の結果	69
---------------------------	----



## 車両概要と注意点

### 車両概要

- 初度登録年：平成21年9月／グレード：Sツーリングセレクション

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
ろ 7276		平成 25年 7月 17日	平成 21年 9月	普通	乗用	自家用	箱型	[001]			
トヨタ				乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量			
ZVW30-				長さ	幅	高さ	1380kg	1655kg			
DAA-ZVW30				446	174	149	840kg	540kg			
型式		原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号			
DAA-ZVW30		2ZR-3JM		1.79	ガソリン		16294	0006			
所有者の氏名又は名称											
所有者の住所											
使用者の氏名又は名称											
使用者の住所											
使用の本拠の位置											
有効期間の満了する日		平成 28年 3月 6日									
備考											
[大阪]、継続検査 自動車重量税額 ¥15,000 本則税率適用 [24年度税制]平成25年7月17日 新規登録 50%減税措置 済み 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 [走行距離計表示値] 44,100km (平成26年3月7日) [旧走行距離計表示値] 42,100km (平成25年7月17日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載なし											
[受検形態] その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）以下余白											

裏面もご覧下さい。

※一部加工をしています。

### 注意点

- 検査官による実車の判定について、下記の点をご考慮ください。
  - ①判定は、当プリウスに「装着した状態」を基準としています。他車に装着した場合、装着の状態等により判定が異なる場合があります。
  - ②実車の初度登録年月は平成21年9月です。自動車の製作年月日により適用される基準が異なる場合、判定が異なることがあります。
  - ③乗用車に装着した場合の判定例です。貨物自動車、牽引自動車などに装着した場合、判定が異なることがあります。
- 各事例には、当該事例の考え方等をまとめた「考え方の例」を収録しています。類似事例対応時のチェックシートとして使用することができます。
- 法令等について、持ち込み継続検査を行った平成26年2月現在のもの（審査事務規程第60次改正まで）が根拠となっています。従って、今後の改正により、本書の内容が適合しなくなる場合があります。
- 「考え方の例」に記載されている基準の抜粋（枠で囲まれた箇所）は、乗用車の基準です。貨物車等の基準はP.157～の関係法令集を参照して下さい。

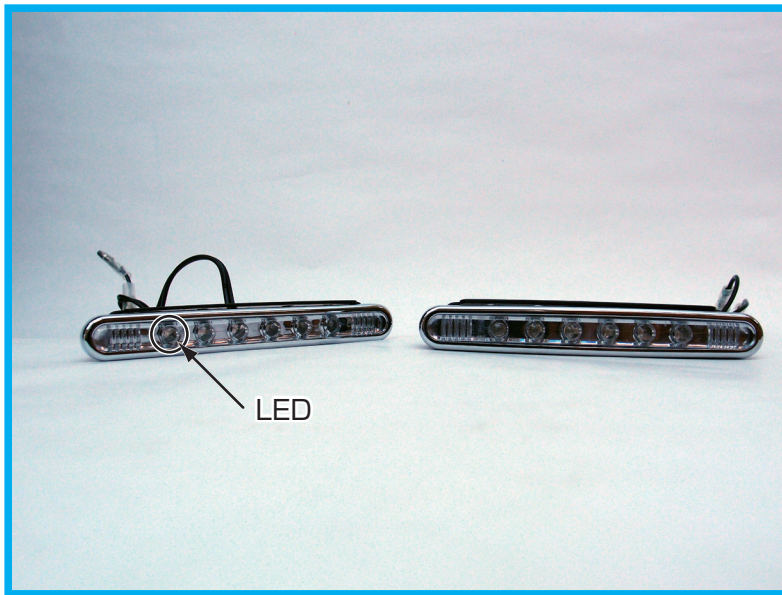
**各事例に対する判定は、「参考」としてお取り扱い下さい。**

# ユニット内の LED 一部が球切れ

## 概要

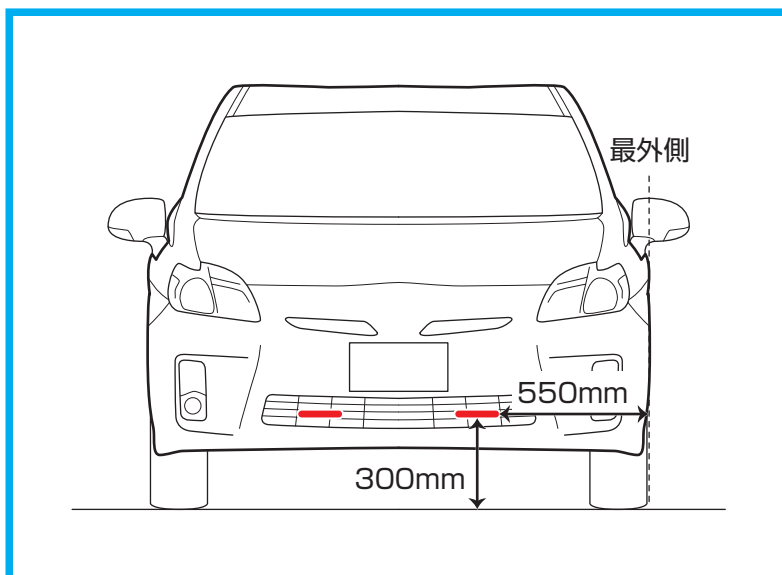
- ▶ 複数個 LED が使用されている灯火器ユニット内部の一部の LED が球切れを起こしている状態を再現した。灯火器はデイライトを使用。
- ▶ デイライトに限らず近年の自動車の灯火器ユニットには LED が多用されている。その中の LED の一部が球切れ等を起こして不点灯状態である場合の○×をこの事例で明らかにしている。

## 部品写真



- デイライトは市販品を使用。
- 商品パッケージには「両面テープで装着する」と記載がある。

## 装着位置



- 自動車の前面下部、グリル内に両面テープで装着。
- 取り付け位置について…  
高さは地上から 300mm。  
自動車の最外側からの距離は 550mm。  
自動車の最前端からの距離は 100mm。



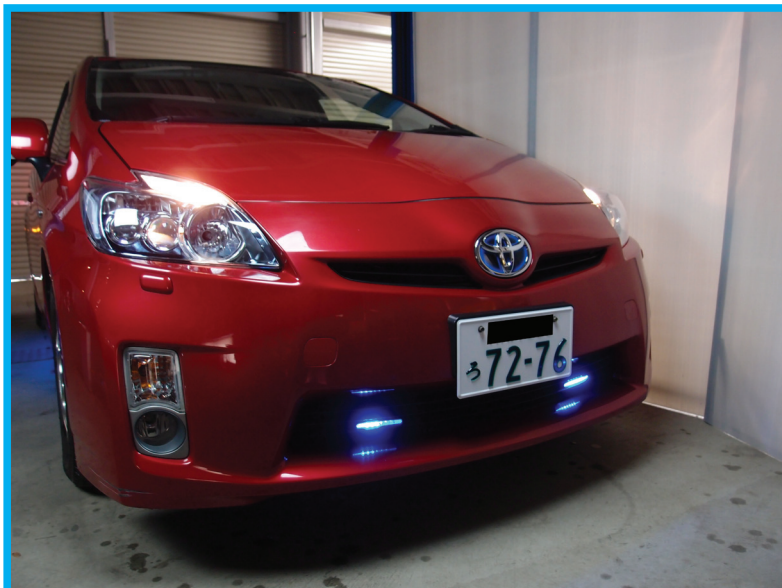
## 装着時の状態

### 事例 1

#### ユニット内のLED一部が球切れ



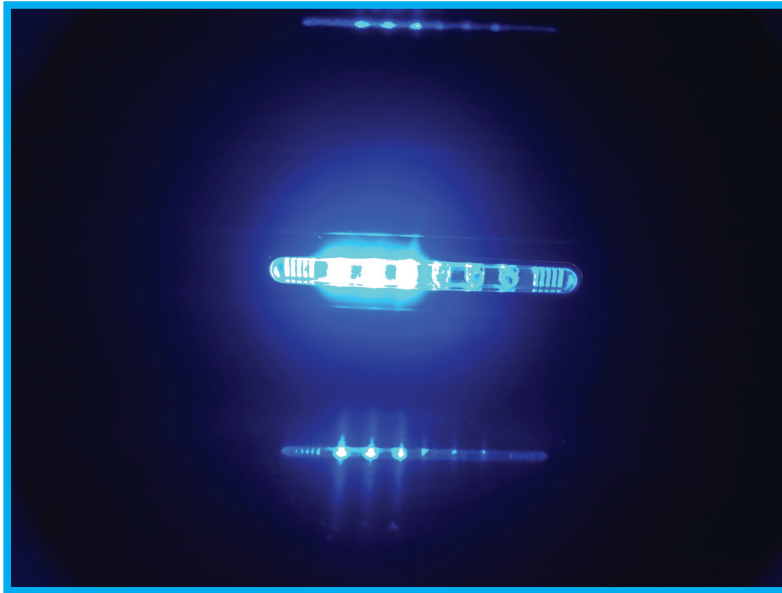
- 商品の説明書通り、付属の両面テープで装着。
- 特にながたつくこともない。



- イグニッションオンの状態で常に点灯するように配線（写真は車幅灯点灯時）。
- 灯光の色は青色系。
- 向かって左側のデイライトのLEDの一部が不点灯となっている。



- 片側6粒使用されているLEDの内、3粒が不点灯。



- 不点灯状態のLED（光源）は取り外していない。
- レンズ面に特に汚損、割れはない。

### 考え方の例

- ① 不点灯状態の灯火（LED）があり、当該LEDが取り外されていないため「不適切な補修等」に該当するから×？

不適切な補修等の基準 審 2-4⑧

#### ■ 不点灯状態の灯火

- 次に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。
- ⑧ 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの。

▶ 今回作成した事例では、不点灯状態の電球（LED）を取り外していないが…!?

- ② 不点灯状態により左右非対称であるから×？

▶ 任意の灯火等に関して、特に「左右対称であること」という基準はないが…!?

★近畿運輸局 大阪運輸支局における継続検査の結果は 69 ページ！



# ケーススタディー 2

Case Study 2

2

## スズキ ジムニー（JB23W型）

### 軽自動車検査協会 東京主管事務所における継続検査の結果

9事例



### Contents

■ 車両概要と注意点	77
～灯火関連の事例～	
① 走行用前照灯の追加	78
② ルーフの流れる方向指示器	84
③ 純正の側面の方向指示器取り外し	91
④ 点滅発光するスピーカーリング	92
⑤ 自作灯火ユニット	95
⑥ 方向指示器と兼用の車幅灯	106
～車体関連の事例～	
⑦ 社外製フロントバンパ	112
⑧ リヤバンパの取り外し	117
⑨ メーカー不明の運転者席	122
★ 軽自動車検査協会 東京主管事務所 における継続検査の結果	127

スズキ ジムニー（JB23W型）

軽検協東京主管事務所における継続検査の結果 9事例

## 車両概要と注意点

### 車両概要

- 初度登録年：平成 15 年 5 月

番号 00445 自動車検査証 平成 25 年 7 月 22 日 軽自動車検査協会

車 面 番 号	交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	自 動 車 の 種 別	用 途	自 家 用 ・ 事 業 用 の 別	車 体 の 形 状		
	平成 25 年 7 月 22 日	平成 15 年 5 月	軽自動車	乗用	自家用	ステーションワゴン		
車 台 番 号	乗 車 定 員	最 大 積 載 量	車 両 重 量	車 両 総 重 量		長 さ	幅	高 さ
JB23W-	4 人	-kg	980 kg	1200 kg		339 cm	147 cm	168 cm
車 名	型 式	原 動 機 の 型 式	燃 料 の 種 類	総排気量又は総出力	前 軸 重	後 軸 重	型式指定番号	類別区分番号
スズキ	TA-JB23W	K6A	ガソリン	0.65L	540 kg	440 kg	10385	0240
使用 者	氏名又は名称							
	住 所	[08516 0265]						
所有 者	氏名又は名称	使用者と同じ						
	住 所	使用者住所と同じ						
使用の本拠の位置		使用者住所と同じ						
有効期間の満了する日		備考 【土油】 記載変更 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB** 平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了* 【走行距離計表示値】82,000km（平成24年5月17日）* 【旧走行距離計表示値】61,600km（平成22年5月12日）**						
平成	26 年 5 月 29 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							

OCR11-1823

※一部加工をしています。

### 注意点

- 検査担当者による実車の判定について、下記の点をご考慮ください。
  - ①判定は、当ジムニーに「装着した状態」を基準としています。他車に装着した場合、装着の状態等により判定が異なる場合があります。
  - ②実車の初度検査年月は平成 15 年 5 月です。自動車の製作年月日により適用される基準が異なる場合があります。
  - ③乗用車に装着した場合の判定例です。貨物自動車、牽引自動車などに装着した場合、判定が異なる場合があります。
- 各事例には、当該事例の考え方等をまとめた「考え方例」を収録しています。類似事例対応時のチェックシートとして使用することができます。
- 法令等について、持ち込み継続検査を行った平成 26 年 8 月現在のもの（審査事務規程第 62 次改正まで）が根拠となっています。従って、今後の法改正により、本書の内容が適合しなくなる場合があります。
- 「考え方例」に記載されている基準の抜粋（枠で囲まれた箇所）は、乗用車の基準です。貨物車等の基準は P.157 ~ の関係法令集を参照して下さい。

各事例に対する判定は、「参考」としてお取り扱い下さい。

# 事例 1

## 走行用前照灯の追加

### 概 要

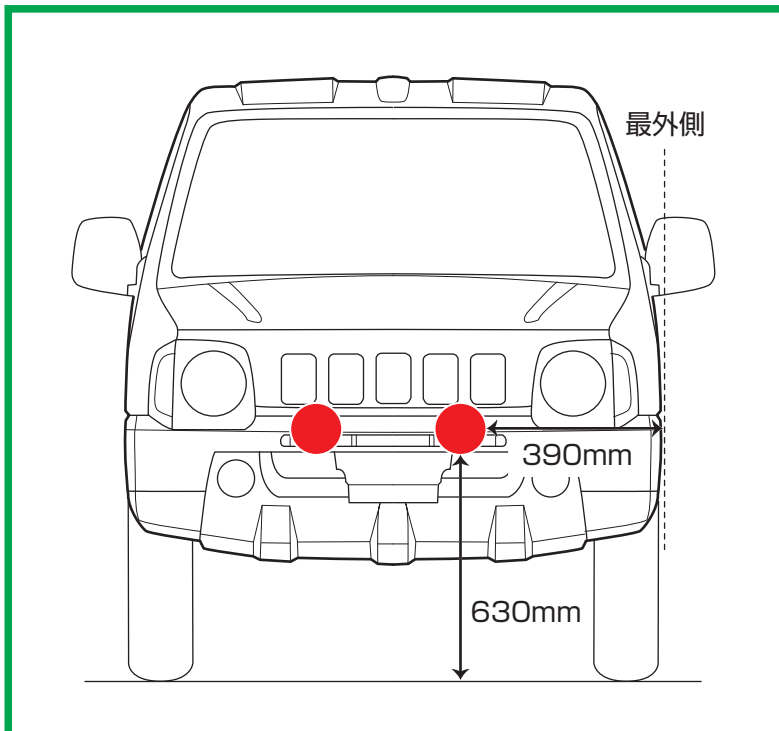
- ▶ 走行用前照灯の個数について [2個又は4個であること (二輪自動車等除く)] と規定されている。また、走行用前照灯は追加してはならない、という基準も見あたらない。
- ▶ ジムニーの前照灯の個数は2個であり、2個追加する場合の○×をこの事例で明らかにしている。

### 部品写真



- 市販の「ドライビングライト」を走行用前照灯として使用。

### 装着位置



- 事例7で紹介する社外製フロントバンパに金属製のステー及びボルト&ナットで装着。
- 取り付け位置について…  
下縁の高さは地上から630mm。  
自動車の最外側からの距離は390mm。



## 装着時の状態



- 金属製の専用ステーを使用して固定しているため、特にながたつくことはない。



- 純正の走行用前照灯より下方に装着されている。



- 自動車の最前端となって装着されている。

## 事例 1

### 走行用前照灯の追加



# ケース スタディー 3

Case Study 3

## 自動車公論社による○×判定事例



3

自動車公論社による○×判定事例

### ■ 注意点

- 本項目（ケーススタディー3）内について、弊社により保安基準の○×判定を行っています。又、側方灯・側方反射器の装着義務がある自動車（下記参照）として判定を行っています。

《側方灯又は側方反射器を備えなければならない自動車》

- 平成17年12月31日以前に製作された自動車（乗用自動車を除く）

- ①長さ9m以上の普通自動車…前部、中央部及び後部
- ②長さ6m以上9m未満の普通自動車…前部及び後部
- ③長さ6m未満の普通自動車である牽引自動車…前部
- ④長さ6m未満の普通自動車である被牽引自動車…後部
- ⑤ポール・トレーラ…後部

- 平成18年1月1日以降に製作された自動車

- ①長さが6mを超える普通自動車
- ②長さ6m以下の普通自動車である牽引自動車
- ③長さ6m以下の普通自動車である被牽引自動車
- ④ポール・トレーラ

- 上記自動車の両側面には側方灯又は側方反射器を備えなければなりません。従って、そのどちらかが備えられていればよいことになります。
- 本書の事例全てに当てはまることですが、最終的には実車の状態により○×判定が異なります。従って「参考」としての取扱いをお願いします。

事例  
1

## 側方灯・側方反射器 灯光の色の組合せ

側方灯・側方反射器の灯光・反射光の色の基準

④ 35条の2 (④ 5-66・67)

## ■平成17年12月31日以前の製作車

後部	前・中央部
橙色又は赤色 かつ、その全てが同一色であること	橙色

## ■平成18年1月1日以降の製作車

後部	前・中央部
橙色 ただし、後部に備えるものであって尾灯等と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であってもよい	橙色



## ケース1

## 【側方にある反射器】

後部…無し、前・中央部…無し

## 【側方にある灯火】

後部…赤色、前・中央部…赤色

## ■平成17年12月31日以前の製作車

取扱い	後部	前・中央部
側方反射器	—	—
側方灯	赤色○	赤色×

結果…

不合格

## ■平成18年1月1日以降の製作車

取扱い	後部	前・中央部
側方反射器	—	—
側方灯	赤色×	赤色×

結果…

不合格

第2章 審査の実施方法

2-4 不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

- ① 灯火器の破損、亀裂等が粘着テープ類により補修されているもの
- ② 各種ダストブーツ類の破損、亀裂等が針金類又は粘着テープ類により補修されているもの
- ③ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ④ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
- ⑤ 排気管に空き缶、軍手、布類等の異物が詰められているもの
- ⑥ 走行装置の回転部分付近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発泡スチロールが取り付けられているもの
- ⑦ 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、すべての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取り外されていないもの
- ⑧ 不点灯状態にある灯火（光源を取り付けていても点灯することができない灯火を備えた状態で指定自動車等を受けている灯火、速度表示装置及び⑦の灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの
- ⑨ 番号灯の一部が点灯しないもの
- ⑩ 灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取り付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同一の方法で取り付けられたものを除く。）
- ⑪ 操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたものを除く。）に記入されているもの及び表示された内容が容易に消えるもの
- ⑫ タイヤの取り外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

第5章 継続検査及び構造等変更検査等

5-2 長さ、幅及び高さ

5-2-1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12 m、幅2.5 m、高さ3.8 mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第162条第1項関係）
  - ① 空車状態（細目告示第162条第1項第1号）
  - ② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態（細目告示第162条第1項第2号）
  - ③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態（細目告示第162条第1項第3号）
  - ④ 車体外に取り付けられた後写鏡、5-89の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、5-89の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする（細目告示第162条第1項第4号）
  - ⑤ 直進姿勢にある状態（細目告示第162条第2項関係）
- (2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第162条第2項関係）
  - ① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
  - ② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに5-79に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離



③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに5-89の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第162条第3項関係)

① 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態

② 後写鏡及び5-89の装置にあつては、取り付けられた状態

#### 5-2-2 欠番

#### 5-2-3 欠番

#### 5-2-4 適用関係の整理

4-2-4の規定を適用する。

#### 4-2-4 適用関係の整理

(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、4-2-5（従前規定の適用①）を適用する。（適用関係告示第1条第1項関係）

(2) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、4-2-6（従前規定の適用②）を適用する。（適用関係告示第1条第2項関係）

#### 4-2-5 従前規定の適用①（略）

#### 4-2-6 従前規定の適用②

平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第2項関係）

#### 4-2-6-1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）

① 空車状態（細目告示第6条第1項第1号関係、細目告示第84条第1項第1号関係）

② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態（細目告示第6条第1項第2号関係、細目告示第84条第1項第2号関係）

③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態（細目告示第6条第1項第3号関係、細目告示第84条第1項第3号関係）

④ 車体外に取り付けられた後写鏡、4-89の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、4-89の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係）

⑤ 直進姿勢にある状態（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）

① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離

② 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに4-89の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。（保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係）

① 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態

② 後写鏡及び4-89の装置にあつては、取り付けられた状態

### 5-3 最低地上高

#### 5-3-1 テスタ等による審査



無断転載・複製を禁ず

車検<sup>マル</sup>×<sup>バツ</sup>写真集 Vol.2

—カラー写真で紹介する部品・用品装着時の判定事例集—

■発行日 平成 26 年 10 月

■定 価 2,500 円 送料 200 円 (共に税込み)

■発行所 (株)自動車公論社  
〒110-0005  
東京都台東区上野3-1-8  
電話 03 (3837) 5730 (代)  
FAX 03 (3837) 5739